

Weekly コラム

平成 29 年 3 月 21 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

65 歳超雇用推進助成金

◆平成 28 年 10 月にできた助成金

高齢者の雇用の確保の為に定年引き上げ等の措置を実施した事業主に対して支給されるものです。今までにも似たような助成金はありましたが、今回は 65 歳までの継続雇用制度を導入してさらに継続雇用の年齢を延ばしたり、定年を延長したりした事業所が次の様な措置を導入した場合に支給されます。

- ① 65 歳以上の年齢への定年引き上げ…… 100 万円
- ② 66 歳以上への定年の引き上げ又は定年の定め廃止…… 120 万円
- ③ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
- ア. 66 歳から 69 歳 …… 60 万円
- イ. 70 歳以上 …… 80 万円

◆支給の対象となる事業主

- ① 雇用保険適用事業所の事業主である
- ② 審査に必要な書類を整備・保管している
- ③ 審査に必要な書類を提出先の機関に提出提示、実地調査に協力する
- ④ 労働協約又は就業規則による次のいずれかを平成 28 年 10 月 19 日以降実施した
ア. 旧定年年齢を上回る 66 歳以上への定年の引き上げ、イ. 定年の定め廃止、ウ. 定年年齢及び継続雇用年齢を上回る 66 歳以上の継続雇用制度の導入
- ⑤ ④に定める制度を規定した際、社外の専門家に委託して費用を要した
- ⑥ ④に定める制度を就業規則に整備する

⑦ ④に定める制度実施から支給申請日の前日までに、当該事業主に 1 年以上雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者が 1 人以上いる

◆助成金が受給できない場合

- ① 労働保険料を前年度まで納入していない
- ② 支給申請日の前日から過去 1 年に労働関係法令違反をしている
- ③ 風俗営業、接待を伴う飲食業
- ④ 過去 3 年以内の不正受給
- ⑤ 過去に高齢雇用安定助成金の定年引き上げ等の措置に関し支給を受けた
- ⑥ その他

◆支給申請

支給申請は必要書類を揃えて、制度実施日の翌日から 2 ヶ月以内に各都道府県の高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出します。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。